

おおくま駅伝 2026 運営等委託業務 プロポーザル実施要領

1 業務の目的

本業務は、スポーツの「する・みる・ささえる」の視点を取り入れた参加型イベントとしておおくま駅伝 2026 を実施し、町民の健康増進、町内外参加者との人的交流の促進、来町者の滞在時間の延伸を図るとともに、地域振興および交流人口の拡大に資することを目的とする。

2 業務内容

- (1) 対象業務 おおくま駅伝 2026 運営等委託業務
- (2) 仕様 別紙「おおくま駅伝 2026 運営等委託業務 仕様書」のとおり
- (3) 委託業務期間 委託契約の締結の日から、令和 8 年 12 月 20 日までの期間
- (4) 委託費の上限
金 12,253,000 円（消費税及び地方消費税込み）

3 プロポーザルに係る事項

(1) プロポーザル参加の要件

本プロポーザルに参加できる者は、次に掲げる①～⑥の条件を全て満たしている者とする。なお、条件を満たさない者の企画提案は受け付けない。

- ① 地方自治法施行令(昭和 22 年政令第 16 号)第 167 条の 4 の規定に該当しないこと。
- ② 公示の日から入札等の日までの間に、大熊町の工事等の請負契約に係る指名競争入札参加者の資格審査及び指名等に関する要綱(昭和 61 年 10 月 21 日訓令第 1 号)による入札参加制限中の者でないこと。
- ③ 役員に、次のア又はイのいずれかに該当する者でないこと。
 - ア 破産者で復権を得ない者。
 - イ 禁固以上の刑に処せられ、その執行が終わり、又は執行を受けることがなくなった日から 2 年を経過しない者。
- ④ 次のアからウまでのいずれかに該当する者でないこと。
 - ア 民事再生法(平成 11 年法律第 225 号)に基づき再生手続き開始の申し立てがなされている者。
 - イ 会社更生法(平成 14 年法律第 154 号)に基づき再生手続き開始の申し立て(同法附則第 2 条の規定により、なお従前の例によることとされる再生事件に係るものを含む)がなされている者。
 - ウ 破産法(平成 16 年法律第 75 号)に基づき破産手続き開始の申し立てがなされた者及びその開始決定がなされている者(同法附則第 3 条 1 項の規定により、なお

従前の例によることとされる破産事件に係るものを含む)。

⑤ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 2 号に規定する暴力団及びその利益となる活動を行うものでないこと。

⑥ 宗教活動や政治活動を主たる目的とする法人及び団体でないこと。

（2）実施要領等の入手方法

本プロポーザルに係る企画提案書様式等については、大熊町のホームページからダウンロードして入手すること。大熊町役場の窓口又は郵送等での配付は行わない。

4 スケジュール及び様式一覧

（1）スケジュール

項 目	日 程
公募開始	令和 8 年 7 月 1 7 日（金）
質問受付期限	令和 8 年 7 月 2 3 日（木） 午後 5 時まで
質問回答	令和 8 年 7 月 2 7 日（月）
企画プロポーザル参加意思表明書 兼 参加資格確認申請書提出期限	令和 8 年 7 月 3 1 日（金） 午後 5 時まで
企画提案書提出期限	令和 8 年 8 月 1 8 日（火） 午後 5 時まで
審査会（プレゼンテーション）	令和 8 年 8 月 3 1 日（月） ※公募状況により変更の可能性あり ※時間は別途通知
審査結果の通知	令和 8 年 9 月 2 日（水）予定

（2）様式一覧

様式番号	項目
様式第 1 号	質問書
様式第 2 号	企画プロポーザル参加意思表明書 兼 参加資格確認申請書
様式第 3 号	会社概要
様式第 4 号	守秘義務誓約書
様式第 5 号	業務実施体制書
様式第 6 号	暴力団等反社会的勢力でないことの表明・確約に関する同意書

5 質問等の受付

質問については、以下により受け付ける。

（1）受付期限 令和 8 年 7 月 23 日（木）午後 5 時まで（必着）

（2）提出方法

質問書（様式第 1 号）により、生涯学習課宛てに電子メールにより提出すること。電子メールの件名は「【質問書】おおくま駅伝 2026 運営等委託業務」とすること。なお、電話によ

る質問は受け付けない。

メール：shogaigakusyu@town.okuma.fukushima.jp（生涯学習課宛）

（３）回 答

質問に対する回答は、競争上の地位その他正当な利益を害する恐れのあるものを除き、令和８年７月２７日（月）午後５時までに大熊町役場のホームページに随時公表する。なお、個別での回答は行わない。

６ おおくま駅伝 2026 プロポーザル参加意思表明書 兼 参加資格確認申請書の提出

おおくま駅伝 2026 プロポーザルに参加する意思のある者は、次のプロポーザル参加資格確認申請に関する書類を提出し、本プロポーザルに参加する者に必要な資格の確認を受けること。なお、この提出がない者の企画提案は受け付けない。

（１）提出期限 令和８年７月３１日（金）午後５時まで（必着）

（２）提 出 先 大熊町教育委員会生涯学習課

（３）提出書類

① おおくま駅伝 2026 プロポーザル参加意思表明書 兼 参加資格確認申請書（様式第２号）

② 会社概要（様式第３号）

（４）提出方法 電子メール、郵送（簡易書留）、または持参

７ 企画提案書の提出

おおくま駅伝 2026 プロポーザルに参加する意思のある者は、次の企画提案に関する書類を提出期限までに提出すること。

（１）提出期限 令和８年８月１８日（金）午後５時まで（必着）

（２）提 出 先 大熊町教育委員会生涯学習課

（３）提出書類

① 企画提案書及び工程表（様式任意。但し、日本工業規格 A4 判とする）（５枚以内）

② 事業経費積算書（様式任意。但し、日本工業規格 A4 版とする）（２枚以内）

③ その他企画提案を説明するのに必要な書類（５枚以内）

④ 直近２年分の決算書又は事業報告書（収支状況が分かるもの）

⑤ 守秘義務誓約書（様式第４号）

⑥ 業務実施体制書（様式第５号）

⑦ 定款又は寄付行為の写し（法人格を有しない場合は、団体規約の写し等運営規約に相当するもの）

⑧ 法人登記簿の写し（申請受付日の３ヶ月以内のもの）

※法人格を有しない場合は、名称、所在地、資産の総額、代表者の氏名及び住所を記載した書類。

⑨ 暴力団等反社会的勢力でないことの表明・確約に関する同意書（様式第６号）

（４）提出部数

・①～⑨につき、印刷１部及びPDFデータ

・その他、審査委員会用のPDFデータとして、①企画提案書及び⑥ 業務実施体制書

について一つのPDFデータに結合させたものを提出すること（⑥、①の順とすること）。

（５）提出方法

予め提出日時を連絡のうえ、PDF データは電子メール、印刷物は郵送（簡易書留）、または持参とする。PDF は提出期限必着、印刷物は提出期限の消印有効とする。

８ 企画提案書の内容

企画提案書は、別紙「おおくま駅伝 2026 運営等委託業務仕様書」（以下、「仕様書」という。）に基づき、評価基準の各項目を満たすよう考慮するとともに、以下の点に注意し作成すること。本業務では、大熊町の特殊性（現状、町民の多くが町外に避難していることなど）を十分に理解したうえで幅広い層の町民が参加したくなるようなイベントとすることを考慮し以下の内容について資料を作成すること。

（１）駅伝運営について

- ・運営委託一式を行う（大会エントリー～取り纏め～大会運営～イベント運営）

（２）イベント実施について

- ・幅広い層の町民が参加されるようなコンテンツを準備すること。特に、町内イベントへの若者の参加が減少しているので若者が参加したくなるような企画も提案すること。
- ・長時間にわたり滞在可能な企画・運営を行うにあたり、大会の進行や出演者対応には十分配慮し、イベントの質の向上を図る。
- ・円滑なイベントの開催及び参加者数の拡大に有効な移動手段を提示すること。
- ・雨天時の対応についても示すこと。

９ 企画提案書等の提出に際しての留意事項

（１）失格又は無効

次の各号の一に該当する場合は、失格又は無効となる場合がある。

- ① 提出期限を過ぎて企画提案書等が提出された場合。
- ② 提出書類に虚偽の内容が記載されていた場合。
- ③ 提出書類に不備があった場合。
- ④ 審査の公平性に影響を与える行為があった場合。
- ⑤ 当該業務の契約締結日までの期間内に、提案者（役員等）が刑法に定める容疑により逮捕又は起訴された場合。
- ⑥ 本要領に違反すると認められる場合。
- ⑦ その他、町が予め指示した事項に違反した場合。

（２）複数企画提案の禁止

プロポーザル参加者は、複数の企画提案書の提出を行うことはできない。

（３）辞退

提出書類を提出した後に辞退する場合には、辞退届（任意様式）を提出すること。

（４）費用負担

プロポーザルに要する経費等は、全て参加者の負担とする。

(5) その他

提案の実現可能性を検討するため、必要に応じて提案者に対し、任意で追加資料の提出を求めることがある。提出された企画提案書等は返却しない。

10 審査に関する事項

(1) 審査方法

おおくま駅伝 2026 プロポーザルによる各社からの提案を受け、町は本業務に関する審査委員会においてこれを総合的に評価し、契約候補者（単独随意契約候補者）を選定する。

(2) 一次審査

参加表明者からの企画提案書届が 9 者以上からあった場合は、評価基準に基づいて企画提案書の評価し、審査会対象者を 8 者程度選定する。

(3) 審査会（プレゼンテーション）

企画提案書及び企画提案者からのプレゼンテーション形式により審査を行う。
本審査で選定された者を契約候補者とし、契約締結の手続きを行う。

① 開催日時及び会場

開催日時：令和 8 年 8 月 31 日（月）

会 場：大熊町役場大会議室

※企画提案者が審査会場に入室できる人数は 3 名までとする。

② 審査所要時間

説明時間 20 分以内、及び質疑応答 15 分以内の計 35 分以内を目安とする。

③ 審査基準

下記の項目に基づいて審査・採点を行い、総合点数が最も高い提案者を選定する。
ただし、審査員一人あたりの平均点数が 50 点/100 点を満たさない者は選定されない。

なお、総合点数が同点の場合には、見積額が安価な提案者を上位とし、見積額が同額の場合は審査委員会の合議により順位を決定する。

④ 通知等

審査結果は速やかに参加者に通知する。なお、審査結果や選定内容による異議申し立ては受け付けない。書面は通知を受領した日の翌日から起算して 15 日以内に提出しなければならないものとする。

【審査基準】

評価項目		審査の視点	配点
1. 業務体制			(15)
本事業を確実に遂行できる、体制・実績を持っているか。			
①	体制・計画	・業務を遂行する上で十分な体制、計画であるか。	10
②	実績	・過去、類似の業務を実施した優れた業務実績がある	5

		か。(構成メンバーの実績も含む)	
2. 実施内容について			(85)
③	業務理解度	・業務の目的、条件、内容の理解度が高いか。 ・大熊町の特殊性を十分に理解しているか。	15
④	目的との合致	・業務の目的に沿った企画案がなされているか。 ・関係各所との連携は出来ているか。	15
⑤	企画内容	・来訪者にとって魅力的な企画提案がなされているか。 ・仕様書で求める内容以上の提案がなされているか。	40
⑥	広報	・イベントの集客を促進するため、効果的な広報の企画提案がなされているか。	10
⑦	コストの妥当性	・提示した業務委託予算額に対し、作業量及び業務内容の配分が適切であるか。	5
合 計 点			(100)

【評価方法】

審査項目毎に評価点を付す。

【評価点】

点数 (5点満点)	点数 (10点満点)	点数 (15点満点)	点数 (40点満点)	評価
5	10	15	40	優れている
4	8	12	32	やや優れている
3	6	9	24	普通
2	4	6	16	やや劣る
1	2	3	8	劣る

【評価点の算出式】

評価する審査員の評価点の合計点数

1 1 契約の締結等

(1) 仕様書の協議等

選定した契約候補者と町が協議し、委託契約に係る仕様を確定した上で契約を締結する。仕様書の内容は契約候補者が提案した内容を基本とするが、提案内容のとおり反映されない場合がある。

(2) 契約金額の決定

契約金額は協議結果に基づき仕様書を作成し、これに基づき改めて見積書を徴取し決定する。なお、見積金額は上限価格を超えないものとする。

(3) その他

契約候補者と町との間で行う協議が整わない場合、又は契約候補者が契約を辞退した場合は、審査結果において総合評価が次点であった応募者と協議する。

1 2 問い合わせ先及び各種書類の提出先

大熊町教育委員会 生涯学習課

〒979-1306 福島県双葉郡大熊町大字大川原字南平 1717

電話番号 0240-23-7518

メールアドレス shogaigakusyu@town.okuma.fukushima.jp (生涯学習課宛)